特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	
又は保険薬局コード	届 出 番 号
 連絡先	
建 ^個	
電話番号:	
(届出事項)	
[] の施設基準に係る届出
ものに限る。)を行ったことがない コ 当該届出を行う前6か月間におい	いこと。
ものに限る。)を行ったことがない 当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違 当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。	いこと。 いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第7 は、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ
ものに限る。)を行ったことがない 当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違 当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。 当該届出を行う時点において、厚	いこと。 いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第7 は、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ に生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びにア
ものに限る。)を行ったことがない 当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違 当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。 当該届出を行う時点において、厚 基本料の算定方法に規定する入院患 保険医療機関でないこと。	・ へて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
ものに限る。)を行ったことがない 当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違 当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。 当該届出を行う時点において、厚 基本料の算定方法に規定する入院患 保険医療機関でないこと。	いこと。 いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第78 是、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 是生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 最者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する に適合しているので、別添の様式を添えて届出します。
ものに限る。)を行ったことがない □ 当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違 □ 当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。 □ 当該届出を行う時点において、厚 基本料の算定方法に規定する入院患 保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべて	いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第78 是、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 是生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 最者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する に適合しているので、別添の様式を添えて届出します。
ものに限る。)を行ったことがない 当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違 当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。 当該届出を行う時点において、厚 基本料の算定方法に規定する入院患 保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべて 平成 年 月 日 保険医療機関・保険薬局の所	いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第78 是、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 是生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 最者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する に適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

- 備考1 []欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
 - 2 □には、適合する場合「√」を記入すること。
 - 3 届出書は、1通提出のこと。

- ※ 本様式は保険医療機関が届出に当たり確認に用いるための参考様式であって、届出書に添付する必要はない。
- 1 「区分」欄ごとに、「今回届出」欄、「既届出」欄又は「算定しない」欄のいずれかにチェックする。
- 2 「今回届出」欄にチェックをした場合は、「様式」欄に示す様式を添付する。
- 3 「既届出」欄にチェックをした場合は、届出年月を記載する。
- 4 届出保険医療機関において「区分」欄に掲げる診療報酬を算定しない場合は、「算定しない」欄をチェックする。

		今回				算定	144 15 / 1944
施設基 準通知	名 称	届出	艮	无届出	l	しない	様式(別添2)
1の2	ウイルス疾患指導料			年	月		1, 4
3	喘息治療管理料			年	月		3
4	糖尿病合併症管理料			年	月		5
4の2	がん性疼痛緩和指導管理料			年	月		5の2
4の 3	がん患者指導管理料			年	月		5თ3
4の4	外来緩和ケア管理料			年	月		5 0 4, 4
4の5	移植後患者指導管理料			年	月		5 の 5
4の6	糖尿病透析予防指導管理料			年	月		5 0 6, 5 0 8
4 の 8	乳腺炎重症化予防ケア・指導料			年	月		5の9
6	地域連携小児夜間・休日診療料 1			年	月		7
6	地域連携小児夜間・休日診療料 2			年	月		7
6 の 3	地域連携夜間・休日診療料			年	月		7თ2
6の4	院内トリアージ実施料			年	月		7თ3
6の5	救急搬送看護体制加算			年	月		7თ3
6の7	外来放射線照射診療料			年	月		7の6
6 の 8	地域包括診療料 1			年	月		7の7
6 の 8	地域包括診療料 2			年	月		7の7
6თ8თ3	小児かかりつけ診療料			年	月		7თ8
7	ニコチン依存症管理料			年	月		8, 4
7の2	療養・就労両立支援指導料			年	月		8თ3
8	開放型病院共同指導料			年	月		9, 10
9	在宅療養支援診療所			年	月		11, 11の3, 11の4, 11の5
11	ハイリスク妊産婦共同管理料(I)			年	月		13
11の2	がん治療連携計画策定料			年	月		13の2, 13の3
11の2	がん治療連携指導料			年	月		13の2
11の3の3	排尿自立指導料			年	月		13の4
11の3の4	ハイリスク妊産婦連携指導料 1			年	月		13თ7
11の3の5	ハイリスク妊産婦連携指導料 2			年	月		13の7
11の5	肝炎インターフェロン治療計画料			年	月		13თ6
12	薬剤管理指導料			年	月		14, 4
12の1の2	地域連携診療計画加算			年	月		12, 12の2
12の1の2	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料			年	月		14の2
12の2	医療機器安全管理料 1			年	月		15
12の2	医療機器安全管理料 2			年	月		15
12の2	医療機器安全管理料(歯科)			年	月		15

施設基準通知	名称	今回 届出	Į.	无届出		算定 しない	様式(別添2)
13	総合医療管理加算(歯科疾患管理料)			年	月		17
13	歯科治療時医療管理料			年	月		17
13თ2	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所			年	月		17თ2
14	在宅療養支援歯科診療所 1			年	月		18
14	在宅療養支援歯科診療所 2			年	月		18
14の2	在宅療養支援病院			年	月		11の2, 11の3, 11の4, 11の5
14の3	在宅総合医療管理加算(歯科疾患在宅療養管理料)			年	月		17
14の3	在宅患者歯科治療時医療管理料			年	月		17
15	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料			年	月		19
16	在宅がん医療総合診療料			年	月		20
16の2	在宅患者訪問看護・指導料			年	月		20თ3
16の2	同一建物居住者訪問看護・指導料			年	月		20თ3
16თ3	在宅療養後方支援病院			年	月		20の4, 20の5
16の4	在宅患者訪問褥瘡管理指導料			年	月		20თ7
16の5	在宅血液透析指導管理料			年	月		20თ2
16の6	遠隔モニタリング加算(在宅酸素療法指導管理料)			年	川		20の3の2
16თ7	遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料)			年	月		20の3の3
16თ8	在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料			年	月		20თ9
16თ9	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料			年	月		20の10
16の10	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料			年	月		20の11
16の11	持続血糖測定器加算			年	月		24の5
17	歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算			年	川		21
17の1の2	歯科訪問診療料の注13に規定する基準			年	月		21の3の2
17თ2	在宅歯科医療推進加算			年	月		21の4
18თ1თ2	遺伝学的検査			年	月		23
18თ1თ3	骨髄微小残存病変量測定			年	月		23の2
18თ1თ5	抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)			年	月		5 0 5
18თ2	HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)			年	月		2202, 4
19	検体検査管理加算(I)			年	月		22
19თ2	検体検査管理加算(Ⅱ)			年	月		22
20	検体検査管理加算 (Ⅲ)			年	月		22
20თ2	検体検査管理加算 (IV)			年	川		22
20თ3	国際標準検査管理加算			年	月		22
21	遺伝カウンセリング加算			年	月		23
22	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算			年	川		24
22の3	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト			年	月		24の6
22の4	胎児心エコー法			年	月		24 0 3, 4
22の5	ヘッドアップティルト試験			年	月		24の7
23	人工膵臓検査			年	月		24 0 4, 4
23の2	皮下連続式グルコース測定			年	月		24の5

施設基準通知	名称	今回 届出	艮	既届出		算定 しない	様式(別添2)
24	長期継続頭蓋内脳波検査			年	月		25
24の2	長期脳波ビデオ同時記録検査1			年	月		25 0 2, 4
25	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図			年	月		26
25の2	光トポグラフィー			年	月		26 0 2, 52, 4
26	脳磁図			年	月		27
26თ1თ2	脳波検査判断料 1			年	月		27 0 2, 4
26თ1თ3	遠隔脳波診断			年	月		27の3
26の2	神経学的検査			年	月		28
27	補聴器適合検査			年	月		29
27の2	ロービジョン検査判断料			年	月		29の2
28	コンタクトレンズ検査料			年	月		30
29	小児食物アレルギー負荷検査			年	月		31
29の2	内服・点滴誘発試験			年	月		31の2
29თ3	センチネルリンパ節生検(片側)			年	月		31 <i>0</i> 3, 52, 4
29の4	CT透視下気管支鏡検査加算			年	月		38
29の5	有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査及び咬合圧検査			年	月		38の1の2
29თ6	精密触覚機能検査			年	月		38の1の3
30	画像診断管理加算 1			年	月		32
30	画像診断管理加算 2			年	月		32
30	画像診断管理加算3			年	月		32
31	歯科画像診断管理加算			年	月		33
32	遠隔画像診断			年	川		34又は35
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮 影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳 房用ポジトロン断層撮影			年	月		36
34	CT撮影及びMRI撮影			年	月		37
35	冠動脈CT撮影加算			年	月		38
35თ2	外傷全身CT加算			年	月		38
36	心臓MRI撮影加算			年	月		38
36თ1თ2	乳房MRI撮影加算			年	月		38
36თ1თ3	小児鎮静下MRI撮影加算			年	月		38
36の1の4	頭部MRI撮影加算			年	月		38
36თ2	抗悪性腫瘍剤処方管理加算			年	月		38თ2
36თ3	外来後発医薬品使用体制加算			年	月		38თ3
37	外来化学療法加算 1			年	月		39
37	外来化学療法加算 2			年	月		39
37თ 2	無菌製剤処理料			年	月		40, 4
38	心大血管疾患リハビリテーション料 (I)			年	月		41, 44 <i>0</i> 2
39	心大血管疾患リハビリテーション料 (II)			年	月		41, 44 <i>0</i> 2
40	脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)			年	月		42, 44 0 2
40の 2	脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅱ)			年	月		42, 44 0 2
41	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)			年	月		42, 44 0 2

施設基準通知	名称	今回 届出	艮	无届出		算定 しない	様式(別添2)
42	運動器リハビリテーション料(I)			年	月		42, 44 0 2
42の2	運動器リハビリテーション料 (Ⅱ)			年	月		42, 44 0 2
43	運動器リハビリテーション料(Ⅲ)			年	月		42, 44 0 2
44	呼吸器リハビリテーション料(I)			年	月		42, 44 0 2
45	呼吸器リハビリテーション料 (Ⅱ)			年	月		42, 44 0 2
45の2	摂食機能療法(経口摂取回復促進加算1)			年	月		43の4, 43の5, 44の2
45の2	摂食機能療法(経口摂取回復促進加算2)			年	月		43 <i>0</i> 6, 44 <i>0</i> 2
46	難病患者リハビリテーション料			年	月		43, 44 0 2
47	障害児(者)リハビリテーション料			年	月		43, 44 0 2
47の2	がん患者リハビリテーション料			年	月		43の2, 44の2
47の3	認知症患者リハビリテーション料			年	月		43の3, 44の2
47თ3თ2	リンパ浮腫複合的治療料			年	月		43 <i>0</i> 7
47の4	集団コミュニケーション療法料			年	月		44, 44 0 2
47の5	歯科口腔リハビリテーション料2			年	月		44 <i>0</i> 4
47の6	通院・在宅精神療法			年	月		44の5
47の7	救急患者精神科継続支援料			年	月		44の6
48	認知療法・認知行動療法			年	月		44 <i>o</i> 3
48თ1თ2	依存症集団療法			年	月		44 <i>0</i> 7
48の2	精神科作業療法			年	月		45, 4
49	精神科ショート・ケア「大規模なもの」			年	月		46, 4
50	精神科ショート・ケア「小規模なもの」			年	月		46, 4
51	精神科デイ・ケア「大規模なもの」			年	月		46, 4
52	精神科デイ・ケア「小規模なもの」			年	月		46, 4
53	精神科ナイト・ケア			年	月		46, 4
54	精神科デイ・ナイト・ケア			年	月		46, 4
54の2	抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導 管理料に限る。)			年	月		46 <i>の</i> 3
55	重度認知症患者デイ・ケア料			年	月		47, 4
55の2	精神科在宅患者支援管理料			年	月		47の2
56	医療保護入院等診療料			年	月		48
56の2	処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1			年	月		48の2, 48の2の2, 48の3, 48の4, 4 (基本別添7) 13の4
56 の 3	硬膜外自家血注入			年	月		52, 48 0 6, 4
57	エタノールの局所注入 (甲状腺に対するもの)			年	月		49
57	エタノールの局所注入(副甲状腺に対するもの)			年	月		49の2
57の2	人工腎臓			年	月		87の4, 2の2, 49の3
57თ2თ2	下肢末梢動脈疾患指導管理加算			年	月		49の3の2
57の2の3	人工膵臓療法			年	月		24004, 4
57 の 3	磁気による膀胱等刺激法			年	月		49 の 4, 4
57の4の2	歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)			年	月		49の6, 4, 49の7
57の4の3	手術用顕微鏡加算			年	月		49の8

施設基準通知	名称	今回 届出	艮	无届出		算定 しない	様式(別添2)
	口腔粘膜処置			年	月		49 <i>の</i> 9
57の5	う蝕歯無痛的窩洞形成加算			年	月		50
57の6	CAD/CAM冠			年	月		50の2
57 の 7	有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算			年	月		50の3
57の8	皮膚悪性腫瘍切除術(センチネルリンパ節加算を算定する場合に限 る。)			年	月		50 <i>0</i> , 52, 4
57の8の2	皮膚移植術(死体)			年	月		87の6
57の9	組織拡張器による再建手術(一連につき)(乳房(再建手術)の場 合に限る。)			年	月		50 <i>0</i> 5
57თ9თ2	骨移植術(軟骨移植術を含む。)(同種骨移植(非生体)(同種骨 移植(特殊なものに限る。)))			年	月		50 <i>0</i> 5 <i>0</i> 2, 4
57の10	骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)			年	月		50 <i>0</i> 6, 52, 4
57の11	後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)			年	月		52, 87 თ 7, 4
58	腫瘍脊椎骨全摘術			年	月		51, 52, 4
58თ2	脳腫瘍覚醒下マッピング加算			年	月		51 <i>0</i> 2, 52, 4
58 0 3	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算			年	川		51 0 3, 4
59	頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)			年	月		52, 54, 4
60	脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)及び脳刺激装置交 換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術			年	月		25
60の2	仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術			年	月		53, 4
60 <i>0</i> 3	治療的角膜切除術(エキシマレ―ザ―によるもの(角膜ジストロ フィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。))			年	月		52, 54 0 2, 4
60の4	羊膜移植術			年	月		52, 54 0 3, 4
60の5	緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるも の))			年	月		52, 54 0 4, 4
60の6	緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)			年	月		52, 54 0 8, 4
60の7	網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)			年	月		52, 54 <i>0</i> 5, 4
60 ග 8	網膜再建術			年	月		52, 54 <i>0</i> 6, 4
61	人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植 込型骨導補聴器交換術			年	月		52, 55, 4
61の2	内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)			年	月		52, 54 0 7, 4
61の2の2	喉頭形成手術(甲状軟骨固定用器具を用いたもの)			年	月		52, 87の5
61 <i>の</i> 3	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療 に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限 <u>る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限る。)</u>			年	月		52, 56, 4
61の4	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るもの に限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診			年	月		52, 56 0 3, 4
61の4の2	療に係るものに限る。) 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全 摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形 成手術			年	月		52, 56 0 4, 4
61の4の3	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 56 0 4, 4
61の4の4	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの)			年	月		38
61の5	乳腺悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算 1 又は乳がんセンチネルリンパ節加算 2 を算定する場合に限る。)			年	月		52, 56 0 2, 4
61の5	乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないも の)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))			年	月		52, 56 0 5, 4
61の6	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)			年	月		50の5

施設基準通知	名称	今回 届出	艮	无届出		算定 しない	様式(別添2)
61の7	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術及び胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡 手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 0 8, 4
61の7の2	肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を 伴うもの)に限る。)			年	月		52, 56Ø6, 4
61の7の3	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので、内 視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 <i>0</i> 17, 4
62	同種死体肺移植術			年	月		57
62 の 2	生体部分肺移植術			年	月		52, 58
62の2の2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		87, 89の10, 52, 4
62の2の3	内視鏡下筋層切開術			年	月		52, 58 0 2, 4
62 の2 の4	食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)及び腟腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)			年	月		87 ග 9, 4
63	経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの)			年	月		52, 59
63の2の2	胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術			年	月		52, 87の11, 4
63 <i>0</i> 3	経カテーテル大動脈弁置換術			年	用		52, 59 0 2, 4
63 <i>0</i> 34	経皮的僧帽弁クリップ術			年	月		52, 87 <i>0</i> 12, 4
63の5	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術			年	月		52, 59 0 3, 4
63 <i>0</i> 6	磁気ナビゲーション加算			年	月		52, 59 0 4, 4
64	経皮的中隔心筋焼灼術			年	月		52, 60
65	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術			年	月		24
66	両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術			年	月		52, 61, 4
67	植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去 術			年	月		52, 62, 4
67の2	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング 機能付き植込型除細動器交換術			年	月		52, 63, 4
68	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)			年	月		24
68 の 2	経皮的循環補助法 (ポンプカテーテルを用いたもの)			年	月		52, 87 の 13, 4
69	補助人工心臓			年	月		52, 64, 4
69の2	小児補助人工心臓			年	月		52, 64 0 2, 4
70თ2	植込型補助人工心臓(非拍動流型)			年	月		52, 65 <i>0</i> 3, 4
71	同種心移植術			年	月		57
72	同種心肺移植術			年	月		57
72の1の2	骨格筋由来細胞シート心表面移植術			年	月		65 <i>0</i> 3 <i>0</i> 2, 4
72の3	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術			年	月		52, 65 0 4, 4
72の4	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術			年	月		52, 65 <i>0</i> 5, 4
72の5	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術			年	月		52, 65 <i>0</i> 5, 4
72の7	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫 瘍手術			年	月		52, 65 <i>0</i> 5, 4
72の7の2	腹腔鏡下胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87の14, 4
72თ7თ3	腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 <i>0</i> 14, 4
72の7の4	腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 0 14, 4
72თ8	腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)			年	月		52, 65 <i>0</i> 6, 4

施設基準通知	名称	今回 届出	Ę	无届出		算定 しない	様式(別添2)
72の8の2	バルーン閉塞下経静脈的塞栓術			年	月		52, 87 の 15, 4
72の9	胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴う ものに限る。)			年	月		52, 65 0 7, 4
73	体外衝撃波胆石破砕術			年	月		66, 4
73の2	腹腔鏡下肝切除術			年	川		52, 66 <i>0</i> 2, 4
73თ3	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術			年	月		52, 87 <i>0</i> 16, 4
74	生体部分肝移植術			年	月		52, 67
75	同種死体肝移植術			年	月		57
75の2	体外衝撃波膵石破砕術			年	月		66, 4
75 の 3	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術及び腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術			年	月		52, 67 0 2, 4
75の4	腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術			年	月		52, 67の2の2, 4
76	同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術			年	月		57
76の2	生体部分小腸移植術			年	月		52, 87の17の2
76の3	同種死体小腸移植術			年	月		57
76の4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術			年	月		52, 67 0 3, 4
76の5	腹腔鏡下小切開副腎摘出術			年	月		52, 65 <i>0</i> 5, 4
76の6	腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87の18, 52, 4
77	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術			年	月		66, 4
77の2	腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下 小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術			年	月		52, 65 0 5, 4
77 の 3	腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)			年	月		68 0 2, 4
77თ3თ2	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)			年	月		52, 68 <i>0</i> 3, 4
77の4	同種死体腎移植術			年	月		57
77の5	生体腎移植術			年	月		52, 69
77の6	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術			年	月		52, 65 <i>0</i> 5, 4
77の7	膀胱水圧拡張術			年	月		52, 69 0 2, 4
77の8	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術			年	月		52, 65 <i>0</i> 5, 4
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術			年	月		52, 69 0 3, 4
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 69 <i>0</i> 5, 4
77の10	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術			年	月		52, 69 <i>0</i> 3, 4
77の11	人工尿道括約筋植込・置換術			年	川		69 0 4, 4
77の12	焦点式高エネルギー超音波療法			年	月		52, 70, 4
78	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 71, 4
78თ2	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 65 <i>0</i> 5, 4
78თ2თ2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの)			年	月		52, 71の1の2, 4
78თ2თ3	腹腔鏡下仙骨膣固定術			年	月		52, 71の1の3, 4
78თ3	腹腔鏡下膣式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 の 19, 4
78თ3თ2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)			年	月		52, 71 <i>0</i> 2, 4
78თ3თ2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)			年	月		52, 71 <i>0</i> 2, 4
78თ3თ2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手術用支援 機器を用いる場合)			年	月		52, 71 の 5, 4
78თ3თ2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術			年	月		52, 71 <i>0</i> 2, 4

施設基準通知	名称	今回 届出	艮	既届出		算定 しない	様式(別添2)
78の4	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術			年	月		71 の 3
78თ5	胎児胸腔・羊水腔シャント術			年	月		52, 71 <i>0</i> 3, 4
78თ6	医科点数表第2章第10部手術の通則4(性同一性障害の患者に対し て行うものに限る。)に掲げる手術			年	月		52, 87 <i>0</i> 20, 4
79თ2	手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1			年	月		48の2, 48の2の2, 48の3, 48の4, 4, (基本別添7) 13の4
79თ3	胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)			年	月		43 <i>0</i> 4, 43 <i>0</i> 5
80	輸血管理料 I			年	月		73
80	輸血管理料Ⅱ			年	川		73
80	輸血適正使用加算			年	月		73
80	貯血式自己血輸血管理体制加算			年	月		73
80თ2	コーディネート体制充実加算			年	月		87 の 21
80თ3	自己生体組織接着剤作成術			年	月		73の2
80თ3თ2	自己クリオプレシピテート作製術(用手法)			年	月		73の2
80の4	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算			年	月		73 の 3
80 <i>ග</i> 5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算			年	月		43の4, 43の5
80თ5თ2	凍結保存同種組織加算			年	月		52, 73 <i>0</i> 5, 4
80の6	歯周組織再生誘導手術			年	月		74
80თ7	手術時歯根面レーザー応用加算			年	月		50
80の8	広範囲顎骨支持型装置埋入手術			年	月		74の3
80 <i>ග</i> 9	歯根端切除手術の注3			年	月		49の8
80 の 10	口腔粘膜血管腫凝固術			年	月		74の4
80 の 11	レーザー機器加算の施設基準			年	月		49 <i>の</i> 9
81	麻酔管理料(I)			年	月		75
81 <i>ග</i> 2	麻酔管理料(Ⅱ)			年	月		75
82	放射線治療専任加算			年	月		76
82 ග 2	—————————————————————————————————————			年	月		76
82 ග 3				年	月		76の2
83	ニーニー ニーニー ニーニー ニーニー ニーニー ニーニー ニーニー ニーニ			年	月		77
83 ග 2				年	月		77
83 <i>0</i> 3	強度変調放射線治療(IMRT)			年	月		78
83 ග 4	■ 画像誘導放射線治療加算 (IGRT)			年	月		78の2
83 <i>ග</i> 5	—————————————————————————————————————			年	月		78თ3
84				年	月		79
84の2				年	月		78თ3
84თ2თ2	—————————————————————————————————————			年	月		79の1の2
84 の 2の3	—————————————————————————————————————			年	月		79の1の3
84 の 2の4	—————————————————————————————————————			年	月		79の1の3
	画像誘導密封小線源治療加算			年	月		78の2
84 ග 3	保険医療機関間の連携による病理診断			年	月		79 <i>0</i> 2
84の4	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病 理組織標本作製			<u>·</u> 年	月		80

施設基準通知	名称	今回 届出	既届出		算定 しない	様式(別添2)	
84の5	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診			年	月		80
84の6	デジタル病理画像による病理診断			年	月		80の2
84の7	病理診断管理加算			年	月		80の2
84 ග 8	悪性腫瘍病理組織標本加算			年	月		80の2
84の9	口腔病理診断管理加算			年	月		80 0 3
85	クラウン・ブリッジ維持管理料			年	月		81
86	歯科矯正診断料			年	月		82
87	顎口腔機能診断料(顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る。)の手術前後における歯科矯正に係るもの)			年	月		83
88	調剤基本料			年	月		84
89	調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準			年	月		87の2
92	地域支援体制加算			年	月		87の3, 87の3の2, 4
93	後発医薬品調剤体制加算			年	月		87
95	保険薬局の無菌製剤処理加算			年	月		88, 4
96	在宅患者調剤加算			年	月		89
98	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料			年	月		90, 4

※様式2, 6, 16, 65, 68, 72, 84の2, 86は欠番

糖尿病合併症管理料の施設基準に係る届出書添付書類

区分	常勤換算	氏 名	経験年数
1 糖尿病治療及び糖 尿病足病変の診療に 従事した経験を5年			
以上有する専任の常 勤医師			
※ 専任の非常勤医 師を組み合わせた 場合を含む			
2 糖尿病足病変患者 の看護に従事した経 験を5年以上有する 専任の看護師			

- 1 「1」については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定 労働時間が週24時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせて 配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入す ること。
- 2 「1」及び「2」については、医師及び看護師の経験が確認できる文書を添付すること。
- 3 「2」の看護師について、糖尿病足病変の指導に係る研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。

様式5の5

〇 届出を行う指導管理料等

移植後患者指導管理料・抗HLA抗体検査の施設基準に係る届出書添付書類

() 臓器移植後	患者指導管	管理料			
()造血幹細胞					
────()抗HLA抗イ	本検査(ス	スクリーニング検	査・抗体特	1	
区分	常勤 換算	氏 名		:	経験年数
 1 専任の常勤医師					
※ 専任の非常勤医					
師を組み合わせた					
場合を含む					
		1			
2 専任の常勤看護師					
3 常勤薬剤師					
	ち田州 の 日	3山の左無			
│4 臓器移植後患者指導馆 │ │	17年7407度	ョロの有無 有(年	月 日)		無
	 _ A 抗体検				
				有・	無
6 抗HLA抗体検査を	委託する施	也設			
名称	住所			確認方法	去
					_

- 1 「届出を行う指導管理料等」については、届出を行う管理料等について〇印を 記入すること。臓器移植後患者指導管理料、造血幹細胞移植後患者指導管理料と もに届出を行う場合は別にそれぞれ届け出ること。
- 2 「1」については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間 が週24時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を組み合わせて配置して いる場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。また、移 植医療に係る症例数等の経験が確認できる文書を添付すること。
- 3 「1」については、移植医療に係る症例数等の経験が確認できる文書を添付すること。
- 4 「2」については、移植医療に係る経験及び移植医療に係る適切な研修を修了 していることが確認できる文書を添付すること。
- 5 移植医療に特化した専門外来が設置されていることが確認できる、外来一覧表 等(様式自由)を添付すること。
- 6 「4」については、臓器移植後患者指導管理料の届出を既に行っており、抗H LA抗体検査の届出を行う場合にのみ記載すること。
- 7 「5」については、抗HLA抗体検査を当該保険医療機関内で実施するものと して、抗HLA抗体検査の届出を行う場合に記載すること。
- 8 「6」については、抗HLA抗体検査を他の保険医療機関又は衛生検査所に委託する場合に限り記載すること。また、確認方法の欄には、当該保険医療機関又は衛生検査所が関係学会による抗HLA抗体検査の実施に関する指針を遵守し検査を実施していることを確認できるウェブページのURLを記載する等、確認方法を記載した上で、当該ウェブページのコピー等を添付すること。

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準 に係る届出書添付書類

1 歯科疾患の重症化予防に関する継続的な管理の実績等 (1)次の算定実績があること(届出前1年間の実績)					
① 歯周病安定期治療(I)、歯周病安定期治療(I)の	算定 同]数			回
② フッ化物歯面塗布処置、歯科疾患管理料のエナメル					<u></u>
管理加算の算定回数					
(2) クラウン・ブリッジ維持管理料の届出状況					
<u>届出年</u>	月日	(年	月	日
2 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準の届出り	犬況				
届出年	月日	(年	月	日
3 歯科訪問診療又は歯科訪問診療の依頼の実績(届出前1	年間)				
① 歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2の算定回数					回
② 歯科訪問診療を在宅療養支援歯科診療所1又は在9	と療養:	支援			回
歯科診療所2に依頼した回数					
	合	計			
4 他の保険医療機関との連携の実績(届出前1年間)					
① 診療情報提供料 (I)の算定回数					
② 診療情報連携共有料の算定回数					回
	合	計			
5 歯科疾患の継続管理等に係る研修の受講歴等					
受講歯科医師名					
TH 16 G					
│					
受講年月日					
研修の主催者					
講習の内容等					
※上記の内容を満たしていれば、研修会の修了証の写しの添付でも可と	する。				

[※]歯科疾患の継続管理に関する研修、高齢者の心身の特性、口腔機能の管理、緊急時対応等を含むこと。

6	歩利医師サは歩利急出土の氏々学	(勤務形態及び職種は該当するものに())
О		(動物形態及び戦性は談ヨ9るものに))

勤務形態	職種	氏名
常勤/非常勤	歯科医師/歯科衛生士	

7 緊急時の連携保険医療機関

医療機関の名称	
所 在 地	
緊急時の連絡方法等	

8 迅速な歯科訪問診療が可能な体制

歯科訪問診療を行う	
歯科医師名	
└─────────── │診療可能日	

9 当該地域における保険医療機関、介護・福祉施設等との連携の状況

① 居宅療養管理指導の提供実績		(実施回数)			回
② 栄養サポートチーム等連携加算	算1又は2	(算定回数)			回
③ 歯科診療特別対応加算又は初記		_(算定回数)_			回
④ 退院時共同指導料、退院時在	宅療養指導管理料、在宅患	(質字同数)			
者連携指導料又は在宅患者緊急時等	等カンファレンス料	<u>(算定回数)</u> 			Ш
⑤ 地域ケア会議の出席		_(会議名)_			
		(直近の出席日)	年	月	日
⑥ 在宅医療に関するサービス担意	当者会議又は病院・介護保	<u>(会議名)</u>			
険施設等で実施される多職種連携	に係る会議への出席	(直近の出席日)	年	月	日
⑦ 認知症対応力向上研修等、認知	印症に関する研修を受講	(研修名)			
⑧ 在宅医療・介護等に関する研修	多の受講	_(研修名)_			
⑨ 学校歯科医等に就任		(学校等の名称)			
⑩ 介護認定審査会の委員の経験		_(在任期間)_ 年	月		
			~	年	月
⑪ 自治体が実施する歯科保健に促	系る事業への協力	(事業名)			
		(実施日)	年	月	日

- ※1 5に記載する歯科医師の実績について記載すること。
- ※2 ※1に該当する歯科医師が複数名配置されている場合は、そのうち、いずれか1名 ついて記載すること。
- ※3 ①から④までについては、過去1年間の実績を記載すること。
- ※4 ⑦、⑧については、内容が確認できる研修会の修了証の写しを添付すること。

10 当該保険医療機関に常時設置されている装置・器具の名称

一般名称	装置・器具等の製品名	台数
		(セット数)
自動体外式除細動器(AED)		
経皮的動脈血酸素飽和度測定器		
(パルスオキシメーター)		
酸素(酸素吸入用のもの)		
血圧計		
救急蘇生キット		
歯科用吸引装置		

在宅療養支援歯科診療所1又は2の施設基準に係る届出書添付書類 届出を行う施設基準(該当するものにOをつけること)

	u , o =:
在宅療養支援歯科診療所1	(全ての項目について記載すること)
在宅療養支援歯科診療所2	(7以外の項目について記載すること)

1. 歯科訪問診療の割合(届出前1月間の実績)	
歯科訪問診療料を算定した人数 ①	人
外来で歯科診療を提供した人数 ②	
※①については、歯科訪問診療料(歯科訪問診療1、2:	
診時」若しくは「ロ 再診時」)を算定した患者の延べ人数を記 ※②については、診療所で歯科初診料、歯科再診料を算	
歯科訪問診療を提供した患者数の割合 ①/(①+(②)=(A)
2. 歯科訪問診療の実績 (届出前1年間の実績)	
歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2の算定回数	<u> </u>
※ 歯科訪問診療料の注 13「イ 初診時」若しくは「ロ する診療を含めた、算定回数を記載すること。	『診時」のうち、歯科訪問診療1又は2に相当す
3. 高齢者の口腔機能管理等に係る研修の受講歴	;
受講歯科医師名(複数の場合は全員)	
研 修 名	
受講年月日	
研修の主催者	
講習の内容等	
※ 高齢者の心身の特性(認知症に関する内容を含対応等に関する内容を含むものであること。 ※ 研修会の修了証の写しの添付でも可とするもの	
4. 歯科衛生士の氏名等(常勤又は非常勤を○で囲む	
氏 名	常勤/非常勤
1)	常勤/非常勤
2)	常勤/非常勤
3)	常勤/非常勤
5. 迅速に対応できる体制に係る事項	
(1)患者からの連絡を受ける体制:対応体制	名で担当
・ 担当者の氏名及び職種	
	7 - 10 W
(2)歯科訪問診療体制:対応体制	名で担当
・担当医の氏名	

6. 在宅医療を担う他の保険医療根	幾関等からの 的	歯科訪問診療 (の依頼実績(届出前1年間	
の実績)					
依頼元(施設名等)	回数	依頼元(旅	施設名等)	回数	
	口			回	
				回	
	0			回	
			<u>合計</u>	件	
7. 保険医療機関、介護・福祉施設)実績			
① 次のうち該当する項目に記載す	すること。				
地域ケア会議、在宅医療・介護に関	 するサービス担	当者会議又は	(会議等の名称		
病院・介護保険施設等で実施される	多職種連携に係	系る会議に年1			
回以上の出席					
病院・介護保険施設等の職員への口]腔管理に関す	る技術的助言	(協力施設名)		
や研修等の実績又は口腔管理への	協力(届出前1年	丰間)			
歯科訪問診療に関する他の保険医療	寮機関との連携	実績(年1回)	(保険医療機関	関名)	
② 次のうち該当する項目に、算定	回数(届出前	1年間)を記載	すること。		
栄養サポートチーム等連携加算1				回	
栄養サポートチーム等連携加算2)			回	
在宅患者訪問口腔リハビリテーシ	ョン指導管理	料		回	
小児在宅患者訪問口腔リハビリテ	ーーション指導 ^f	 管理料		回	
退院時共同指導料1				回	
退院前在宅療養指導管理料				回	
在宅患者連携指導料				回	
在宅患者緊急時等カンファレンス	料			回	
8. 在宅歯科診療に係る後方支援の	D機能を有する	別の医療機関	関(歯科医療機	関)	
(1) 医療機関の名称					
(2) 所在地					
(3) 連絡先					
以下、9~13 については、1. の(A)が 0.95 以上である診療所のみ記載					
9. 初診患者の診療情報提供を受け	. 初診患者の診療情報提供を受けた保険医療機関				
保険医療機関名			備考		
1)					

2)

4) 5)

10. 歯科訪問診療料の算定実績 (届出前3月間の実績) 歯科訪問診療1 1 2 歯科訪問診療2 人 歯科訪問診療3 (3) 人 歯科訪問診療1の算定割合:①/(①+②+③)= ※①~③の歯科訪問診療料の人数は延べ人数を記載すること。 ※ 歯科訪問診療1には歯科訪問診療料の注 13「イ 初診時」若しくは「ロ 再診時」を算定した患者のう ち、歯科訪問診療1に相当する診療を行った患者数を含む。 ※ 歯科訪問診療2には歯科訪問診療料の注 13「イ 初診時」若しくは「ロ 再診時」を算定した患者のう ち、歯科訪問診療1に相当する診療を行った患者を除いた患者数を含む。 11. 在宅医療に係る経験を有する歯科医師の氏名等 歯科医師の氏名 経験年数 12. 当該施設基準に係る必要な機器の一覧(製品名等) 機器の種類 要 医療機器認証番号 ①ポータブル 製品名 ユニット 製造販売業者名 医療機器認証番号 ②ポータブル 製品名 バキューム 製造販売業者名 医療機器認証番号 ③ポータブル 製品名 レントゲン 製造販売業者名 [備考] ※①~③について、各欄に書ききれない場合は備考欄に医療機器認証番号、製品名及び製造販売業者 名を記載すること。 13. 歯科訪問診療における処置等の算定実績(届出前1年間の実績) ①抜髄 回 | ②感染根管処置 回 ③ ①及び②の合計(③=①+②) 回 4 抜歯手術 回 6 有床義歯修理 ⑤有床義歯の新製 回 回 ⑦有床義歯内面適合法

回

※回数は延べ算定回数を記載すること。

- ※③、④が 20 回以上であること。
- ※⑤、⑥及び⑦がそれぞれ5回以上であること。

8 5、6及び7の合計(8=5+6+7)

※⑧が 40 回以上であること。

在宅歯科医療推進加算の施設基準届出書添付書類

届出前3月間の歯科訪問診療の実施人数について

1. 歯科訪問診療の算定実績

歯科訪問診療1	1	Д
歯科訪問診療2	2	人
歯科訪問診療3	3	人

2	月平均患者数:	((1)+(2)+(3))	/2
∠.	// T ////// H VX .	\\ / \ \ _/ \\ J ///	

人

_		. Art	0 110	
3.	歯科訪問診療 ついっこう かいしん おいいい かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい かいいい かいい	算定割合:(1)/((1)·	+(2)+(3)

[記載上の注意]

① ~③の歯科訪問診療料の人数は延べ人数を記載すること。

リンパ浮腫複合的治療料の施設基準に係る届出書添付書類

1. 専任常勤従事者の配置状況

※ 専任の非常勤従事者を組み合わせた場合を含む

	常勤	氏名	資格	経験	修了した研修名・主催者名
	換算		取得年	症例数	
専任常勤医師					
専任常勤医師					
専任常勤看護師					
専任常勤理学療法士					
専任常勤作業療法士					
(該当するものに〇)					
専任常勤看護師					
専任常勤理学療法士					
専任常勤作業療法士					
(該当するものに〇)					

2. その他の従事者の状況

氏名	資格取得年	資格取得後に業務に従事した	修了した研修名
		保険医療機関の名称	・主催者名

3. 届出医療機関の状況

リンパ浮腫指導管理料の算定回数()回(対象期間 平成 年 月~平成 年 月) 標榜科:内科、外科、皮膚科

(リンパ浮腫にかかる合併症の治療を主として行う診療科に〇)

4. 他の保険医療機関との連携の状況

保険医療機関名	リンパ浮腫指導 管理料算定回数	対象期間	診断等に係る 連携	合併症治療に係る 連携
				()

5.	器械	哭旦	筀	ത	状況
U .	カロリル		- 1	$\mathbf{v}_{\mathcal{I}}$	ハヘルし

口歩行補助具	口治療台	口各種測定用器具	(
/J/2 THH D/J -	1 1/079 0 .		

[記載状の注意]

- 1 「1」「2」及び「4」については、必要に応じて行を追加して記入すること。
- 2 口には該当する場合にレを記入すること。
- 3 「1」については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週24時間 以上の勤務を行っている非常勤従事者を組み合わせて配置している場合には、当該従事者の 「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 4 「4」の「リンパ浮腫指導管理料算定回数」及び「対象期間」は、診断等に係る連携に該当しない場合は記入を要さない。
- 5 「4」の「合併症治療に係る連携」の括弧内には、リンパ浮腫にかかる合併症の治療を主 として行う診療科(内科、外科、皮膚科のいずれかであって、当該保険医療機関が標榜して いるものに限る。)を記入すること。
- 6 別途、研修の内容及び修了の事実が確認できる書類(修了証、プログラム等)を添付する こと。

水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術 の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科名(施設	基準に係る標榜科名を記入	すること。)		科
2 5年以上の経験を有	する常勤の眼科医師の氏名	名等(1名以上)		
常勤医師の氏名	経験年数 (うち1名は5年以上 の眼科の経験を有する もの)	水晶体再建術の 経験症例数		観血的緑内障手術 の経験症例数
	年		例	例
	年		例	例

[記載上の注意]

1 「2」の常勤の眼科医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2 の様式4を添付すること。なお、次のいずれに該当する従事者であるかについて 備考欄に記載すること。

年

例

例

- ・眼科の常勤医師
- ・5年以上の眼科の経験を有し、水晶体再建術の手術を100例以上及び観血的緑内障手術を10例以上経験している常勤医師
- 2 「2」については当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、 主病名)を別添2の様式52により添付すること。

経皮的中隔心筋焼灼術の施設基準に係る届出書

1	届出種別							
	• 新規届出		(多	ミ績期間	年	月~	年	月)
	・再度の届出		(多	ミ績期間	年	月~	年	月)
2	標榜診療科(施設基	準に係る標榜科名を記入	、すること。	,)				
3	当該診療科の医師の	氏名等						
	常勤医師の氏名	診療科名	当該診療	科の経験年		経皮的冠動	加州洲腫	切除術又は
				年	:	10/2	<i>,</i> 04±	数 1 数 年
				年	<u> </u>			年
				年	:			年
4	臨床工学技士の氏名	(1名以上)						
5	連携医療機関							
	医療機関名	医療機関の住所 当該医療機関までの原		連携医師	お名と かんしゅう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	: 経歴(経	験年数:	を含む。)
6	経皮的冠動脈形成術	、経皮的冠動脈粥腫切除	徐術又は経	皮的冠動脈	ステ	ント留置領	 特の実施	· 远症例数
								例

[記載上の注意]

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」は次の医師について記載すること。
 - ・経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術又は経皮的冠動脈ステント留置術に 関し、10年以上の経験を有する常勤医師
 - ・5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤医師
- 3 「5」は、当該保険医療機関内に5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤医師がいない場合に記載することとし、「連携医師名と経歴(経験年数を含む。)」欄は、5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤医師であることがわかるように記載すること。

また、緊急事態が発生したときは当該連携医療機関が即座に適切な対応を図ることが明記されている契約に関する文書の写しを添付すること。

- 4 「6」は、新規届出の場合には実績期間内に経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術又は経皮的冠動脈ステント留置術を合わせて50例以上、再度の届出の場合には100例以上必要であること。また、当該手術の手術症例の一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 5 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術の施設基準に係る届出書添付書類

「 子宮体がん ・ 子宮頸がん]

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1 届出種別									
	子	宮体がん				子	宮頸がん	•	
• 新規届出					• 新規届出				
(実績期間	年	月~	年	月)	(実績期間	年	月~	年	月)
・再度の届出					・再度の届出				
(実績期間	年	月~	年	月)	(実績期間	年	月~	年	月)

2 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)

科

3 産婦人科又は婦人科について合わせて5年以上の経験を有し、下記の手術を実施した経験を 有する常勤医師の氏名等

なお、経験症例数については、以下の例による。

- (1) 開腹子宮悪性腫瘍手術(区分番号「K879」)(20 例以上)
- (2) 腹腔鏡下腟式子宮全摘術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合を除く。) (20 例以上)
- (3) 当該手術(子宮体がんに限る。内視鏡手術用支援機器を用いる場合を除く。) (術者として5例以上)
- (4) 当該手術(子宮頸がんに限る。)(術者として3例以上)

常勤医師の氏名	診療科名	経験年数	経験症例数	
			(1)	例
	科	年	(2)	例
	1 1	+	(3)	例
			(4)	例
			(1)	例
	科	年	(2)	例
	1 11	+	(3)	例
			(4)	例
			(1)	例
	—————————————————————————————————————	年	(2)	例
	17-		(3)	例
			(4)	例
			(1)	例
科	 	年	(2)	例
	+	(3)	例	
			(4)	例

4 常勤医師の氏名等	
常勤医師の氏名	診療科名(当該手術を担当する科名)
5 常勤の麻酔科標榜医及び病理医の氏名	
麻酔科標榜医の氏名	
が計行行が方との以右	
 病理医の氏名	
6 当該保険医療機関における子宮悪性腫瘍手術	所(区分番号「K879」) 又は腹腔鏡下子宮悪
性腫瘍手術(「K879-2(子宮体がんに対	して内視鏡手術用支援機器を用いる場合を含
む。)」)の年間実施症例数	
	例
7 緊急手術が可能な体制	(有・無)

- 1 「1」は、特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」については当該常勤医師の経歴(産婦人科又は婦人科の経験年数がわかるもの)を添付すること。
- 3 「3」及び「6」については当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4 「3」及び「4」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を 添付すること。

麻酔管理料に係る届出書添付書類

1	1 届出区分(該当するものにそれぞれ〇を付すこと。)							
	(麻酔管理料 (I)							
	(麻酔管理料(Ⅱ)							
2	2 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)							
3	常勤の麻酔科標	榜医						
	氏 名	麻酔科標	榜許可書	常勤となった日				
	氏 名	許可年月日	登録番号	吊割となつに口				

4 非常勤の麻酔科標榜医(週3日以上かつ24時間以上勤務する医師に限る。)																				
氏	;	名								麻	酔	科	標	榜	許	可	書			
						許	可	年	月	日					登	録	番	号		

- 1 麻酔管理料 (I) 及び麻酔管理料 (II) の双方を届出する場合は、届出区分にそれぞれ〇を付すこと。
- 2 麻酔管理料を算定するすべての常勤麻酔科標榜医について記載すること。
- 3 「4」については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週24時間以上の勤務を行っている麻酔科標榜医である非常勤医師を組み合わせて配置している場合にのみ、 当該非常勤医師について記載すること。

高エネルギー放射線治療

1回線量増加加算

(全乳房照射・前立腺照射)

の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1	届出種別 ・新規届出	(実績期間	年	月~	年	月)		
	・再度の届出	(実績期間	年	月~	年	月)		
2	当該保険医療 実施した症例数	[§] 機関におけ [、]	る高エ	ネルギー	-放射絲	泉治療を	症例数	例
3	小児入院医療	軽管理料1の 届	≣出の∶	有無			有 • 無	
4	放射線治療を	専ら担当する	常勤图	医師の氏:	名		放射線治療の経験年数	
								年
5	放射線治療を	専ら担当する	常勤詞	诊療放射	線技師	の氏名	放射線治療の経験年数	
								年
6	強度変調放射 数	線治療(IM	RT)	を実施し	した年	間の症例		例
加加	画像誘導放射 した年間の症		の位置	置情報に。	よるもの	の)を実		例

- 1 症例数は特掲診療料施設基準通知2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 高エネルギー放射線の症例数は、新規届出の場合には実績期間内に 50 例以上、再度の届出の場合には実績期間内に 100 例以上が必要であること。
- 3 「4」の常勤医師の当該保険医療機関における勤務状況のわかるものを添付すること。
- 4 「5」の常勤診療放射線技師の当該保険医療機関における勤務状況のわかるものを添付 すること。
- 5 高エネルギー放射線治療の届出を行う場合にあっては「2」及び「3」を、1回線量増加加算(全乳房照射を行う場合)の届出を行う場合にあっては「2」、「4」及び「5」を、1回線量増加加算(前立腺照射を行う場合)の届出を行う場合にあっては、「2」及び「4」~「6」までを記載すること。

画像誘導放射線治療加算及び画像誘導密封小線源治療加算の 施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科(施設基準に係る標榜科	名を記入すること。)
2 放射線治療を専ら担当する常勤医師の	D氏名 放射線治療の経験年数 (5年以上)
3 放射線治療を専ら担当する常勤診療施 技師の氏名	牧射線 放射線治療の経験年数 (5年以上)
4 放射線治療における機器の精度管理等	等を専ら担当する者の職名及び氏名
5 放射線治療を専ら担当する常勤の看記	護師の氏名
6 当該療法を行うために必要な装置の-	-覧(製品名等)
① 2方向以上の透視が可能な装置	
② 画像照合可能な超音波診断装置	
③ 画像照合可能なCT装置	
④ 体表面の位置情報で照合可能な装置	
⑤ 骨構造の位置情報で照合可能な装置	
⑥ 腫瘍の位置情報で照合可能な装置	
⑦ 画像照合可能なMRI装置	
⑧ 遠隔操作式密封小線源治療装置	
⑨ 小線源治療用三次元的治療計画装置	

- 1 「2」、「3」及び「4」の常勤の医師、診療放射線技師及び担当者の当該保険医療機関における勤務状況のわかるものを添付すること。
- 2 「5」の看護師は、画像誘導密封小線源治療加算の場合のみ記入することとして、当該保 険医療機関における勤務状況のわかるものを添付すること。
- 3 「6」については、画像誘導放射線治療加算の場合は、① \sim ⑥について記入すること(① \sim ③、④ \sim ⑥はそれぞれいずれか1つの記入でも可とする)。
- 4 「6」については、画像誘導密封小線源治療加算の場合は、③及び⑦~⑨について記入すること(③、⑦についてはいずれかで1つのみでも可とする)。

病理診断管理加算 1 病理診断管理加算 2 悪性腫瘍病理組織標本加算 デジタル病理画像による病理診断

の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1 標榜診療科名(施設基準に係る標榜和	4名を記入すること。)							
	科								
2 病理診断を専ら担当する医師の氏名等	等								
医師の氏名	协 医療機関勤務								
	年	□常勤 □非常勤							
	年	口常勤 口非常勤							
3 年間の剖検数・検体数等									
① 剖検 件									
(術中迅速病理標本作製を含む)									
		件							
③ 細胞診(術中迅速細胞診を含む)			件						
4 臨床医及び病理医が参加し、個別の 検討を行うための会合(CPC:Clin 開催実績		-							
 開催年月日 開催年月日 開催年月日 開催年月日 開催年月日 開催年月日 開催年月日 	年 月 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日								
5 病理診断管理加算又は口腔病理診断管理加算の届出状況 (該当するものに〇をつけること。) 病理診断管理加算 (1 2)の届出年月日 (年 月 日) 口腔病理診断管理加算 (1 2)の届出年月日 (年 月 日)									

6 デジタル病理画像の作製又は観察を行うために必要な装置・器具の一覧(製品名等)

[記載上の注意]

1 「2」の常勤医師については、該当するすべての医師について記載すること。また、当該 医師の経歴(当該医師が専ら病理診断を担当した経験、勤務状況等がわかるもの)を添付す ること。

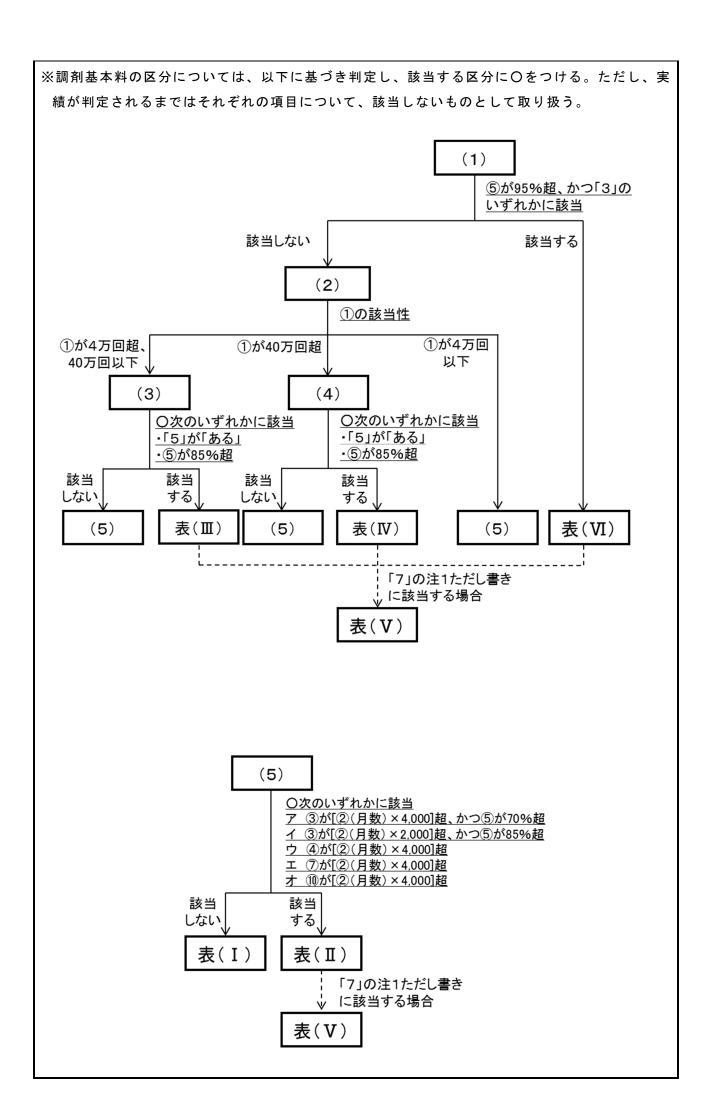
なお、常勤医師のうち、当該保険医療機関において勤務する医師(当該保険医療機関において常態として週3日以上かつ週24時間以上の勤務を行っていおり、当該勤務時間以外の所定労働時間について、自宅等の当該保険医療機関以外の場所で病理画像の観察を行う医師を除く。)については、当該医師の「医療機関勤務」の□に「✓」を記入すること。ただし、病理診断管理加算1については1名以上、理診断管理加算2については2名以上の「医療機関勤務」の常勤医師が必要であること。

- 2 「3」の剖検については届出前1年間の件数、病理組織標本作製及び細胞診については、 届出前1年間の算定回数を記載すること。
- 3 「4」については、届出前1年間の開催年月日を全て記入すること。
- 4 「4」については、病理診断管理加算2の届出を行う場合以外においては、記載しなくて よいこと。
- 5 「5」については、悪性腫瘍病理組織標本加算又はデジタル病理画像による病理診断の届 出を行う場合以外においては、記載しなくてよいこと。
- 6 「6」については、デジタル病理画像による病理診断の届出を行う場合以外においては、 記載しなくてよいこと。

調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類

	()	調剤基本	料 1					
1 当該保険薬局におけ	()	調剤基本	料 2					
る調剤基本料の区分	()	調剤基本	料 3 ーイ					
(いずれかに〇)	()	調剤基本	料3一口					
	()	() 特別調剤基本料 (「区分番号 00」の「注2」)						
2 届出の区分(該当する項	目の口に「	レ」を記入	する)					
口新規指定に伴う新規届出(遡及指定が認められる場合を除く)								
指定日(年月日)								
口新規指定に伴う届出(遡及指定が	認められる	場合)					
□調剤基本料の区分変更	に伴う届出							
□その他()			
3 病院との不動産取引等が	あることその	の他の特別	な関係の	 有無				
(特別な関係を有する病	院名:)			
ア 病院との不動産の賃貸	借取引			□ある	ロない			
イ 病院が譲り渡した不動								
ウ 保険薬局が所有する設	□ある	□ない						
エ 病院による開局時期の	□ある	□ない						
4 所属するグループ名とグル 所属するグループ名 ()								
ープ内の1月当たりの処方:				Nu - A - 1 (())				
受付回数の合計	1月当#	こりの処方	箋 受付回	数の合計(①)				
			(回)			
5 特定の保険医療機関と不	動産の賃貸	借取引の		ロある	□ある □ない			
有無(いずれかに「レ」を	記入)				□ <i>¼</i> 0.			
6 全処方箋の受付回数並び	に主たる保	険医療機関	に係るも	のの受付回数及	びその割合			
期間: 年 月	~ 年	月(ヶ月	間②)				
ア 全処方箋受付回数(③)								
イ アのうち、主たる医療		回						
ウ 主たる保険医療機関名								
工 集中率 (%) (⑤)								
オ 当該保険薬局と同一建物内にある保険医療機関数(⑥)								
カ ⑥に該当する保険医療機関の処方箋受付回数の合計(⑦)								

キ 同一グループに属する他の保険薬局で、主たる保険	施設
医療機関が同一の保険薬局数(⑧)	
ク ⑧に回答する保険薬局における主たる保険医療機関	
に係る処方箋受付回数の合計 (⑨)	Е
ケ ④と⑨を合計した処方箋受付回数(⑩)	回
	ロあり
7 調剤基本料の注1ただし書きへの該当の有無	 (様式 87 の 2 の添付必要)
(医療資源の少ない地域に所在する保険薬局)	ロなし
(参考) 調剤基本料の注3の減算への該当性	
(参考)調剤基本科の注3の減算への該当性	
8 前年4月1日から9月末日までの妥結率(⑪)	%
9 妥結率、単品単価契約率及び一律値引き契約に係る状	□あり
況等の報告の有無	ロなし
10 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を行ってい	ロあり
ない薬局への該当の有無	ロなし
	□あり
11 調剤基本料の注3の減算への該当の有無 	ロなし
(参考)調剤基本料の注6の減算への該当性(③が [(②) 月数	×600] を超える場合のみ記載)
12 後発医薬品調剤割合が 20%以下である(処方箋受付状況を	□あり
踏まえやむを得ない場合を除く)への該当の有無	□なし
	□あり
13 後発医薬品調剤割合に係る報告の有無	□なし
	□あり
14 調剤基本料の注6の減算への該当の有無	│ □なし
(参考)薬剤服用歴管理指導料の特例への該当性	
┃ ┃15 薬剤服用歴管理指導料の特例への該当の有無	□あり
1○ 未加加口座自生担等作の可则、の成コの行業	□なし
L	



- (1) (⑤)が95%を超え、「3」のいずれかひとつに「レ」が記入されている →表中(Ⅵ)へ 該当しない → (2)へ
- (2) (①) が 4 万回を超え、40 万回以下の場合 → (3) へ
 - (①) が 40 万回を超えている → (4) へ該当しない → (5) へ
- (3) 次のいずれかに該当する →表中(Ⅲ)へ

ア 「5」の「ある」に「レ」が記入されている

イ (⑤)が85%を超えている

該当しない → (5) へ

- (4) 次のいずれかに該当する →表中(Ⅳ)へ
 - ア 「5」の「ある」に「レ」が記入されている
 - イ (⑤)が85%を超えている

該当しない → (5)へ

- (5) 次のいずれかに該当する →表中(Ⅱ)へ
 - ア (③)が [(②)(月数)×4,000]を超えており、かつ、(⑤)が70%を超えている
 - イ (③)が [(②)(月数)×2,000]を超えており、かつ、(⑤)が85%を超えている
 - ウ (4)が [(2) (月数) ×4,000] を超えている
 - エ (⑦)が [(②) (月数) ×4,000] を超えている
 - オ (⑩)が [(②)(月数)×4,000]を超えている

該当しない → 表中(I)へ

- (6) 表中(II) ~ (IV) 又は(VI)に該当した場合で「7」の注1ただし書きに該当する
 - → 表中(Ⅴ)へ

(I)	調剤基本料 1
(11)	調剤基本料 2
(Ⅲ)	調剤基本料3-イ
(IV)	調剤基本料3-口
(V)	調剤基本料1(注1ただし書き)
(VI)	特別調剤基本料

[添付の必要がある資料]

- 「3」の特別な関係にある病院名と「6」の主たる保険医療機関名が同一であり、⑤が 95% を超える保険薬局については、以下の資料を添付する。
 - 1 保険薬局が利用している不動産の登記簿の写し
 - 2 保険薬局が、保険医療機関と不動産取引、保険薬局の設備の貸与その他の契約を締結している場合には、当該契約書の写し(保険医療機関の公募要項が存在する場合は当該公募 要項を含む。)等の当該契約内容が分かる資料
 - 3 保険薬局が、病院に会議室等の設備を貸与している場合には、その貸与に係る状況が分 かる資料

- 1 「2」については、新規指定(遡及指定が認められる場合を除く。)の場合は、指定日の属する月の翌月から3ヶ月間の実績から、調剤基本料の区分が変更になる場合は届出が必要になることに注意する。
- 2 「2」については、「その他」に「レ」を記入した場合は、理由を記載する。
- 3 「2」については、平成30年度改定に伴う届出の場合は、「その他」に「レ」を記入し、「平成30年度改定に伴う届出」と記載する。
- 4 「3」については、病院である保険医療機関所有の不動産については、不動産登記簿の記載により、次のとおり判断する。その他については、特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成30年3月5日保医発0305第3号以下、「特掲診療料施設基準通知」という。)の別添1第90の(2)から(6)までにより判断する。
 - ア 病院である保険医療機関が所有する不動産を利用して開局している場合には、「病院 と不動産の賃貸借」を「あり」とする。
 - イ 平成 28 年 10 月以降に病院である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して開局している保険薬局においては、「病院が譲り渡した不動産を利用して開局」を「あり」とする。
- 5 「4」については、グループ内で統一したグループ名を記載すること。また、1月当たりの 処方箋受付回数の合計は、当年2月末時点でグループに属している保険薬局の③/②の値(小 数点以下は四捨五入)を合計した値を記載すること。なお、グループに所属していない保険薬 局の場合はグループ名に「なし」と記載する。
- 6 「5」については、特掲診療料施設基準通知の別添1第88の1(9)により判断する。
- 7 「6」については、処方箋の受付回数は次の処方箋を除いた受付回数を記載する。
- ア 時間外加算、休日加算若しくは深夜加算又は夜間・休日等加算を算定した処方箋
- イ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急時 等共同指導料の基となる調剤に係る処方箋
- ウ 居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費の基となる調剤に係る処方箋
- 8 ⑤については、同一グループの保険薬局の勤務者及びその家族の処方箋を除外した上で、 ④/③にて算出する。
- 9 ⑥について、主たる保険医療機関が同一建物内にある場合は、当該保険医療機関を含めた数を記載する。また、⑦については、④を含めて記載する。
- 10 「7」については、注1ただし書きに該当する保険薬局の場合においては、「あり」に「レ」を記入する。また、様式87の2を添付する。
- 11 「8」については、前年 11 月末までに地方厚生(支)局長に報告した妥結率を記載する。なお、新規指定に伴い妥結率の報告が不要とされている場合は、その旨を枠内に記載する。
- 12 「9」については、前年 11 月末までの地方厚生 (支)局長への報告の有無を記載する。 ただし、平成 31 年 3 月 31 日までの間は空欄で差し支えない。
- 13 「11」については、「8」が 50%以下、「9」が「なし」又は「10」が「あり」のい ずれかの場合に「あり」とする。
- 14 「13」については、特掲診療料施設基準通知の第3の4に規定する毎年7月1日現在での届出書の記載事項についての報告と併せて後発医薬品調剤割合を報告している場合に「あり」とする。
- 15 「15」について、該当する保険薬局又は直近3ヶ月間の薬剤服用歴管理指導料の実績により該当しなくなった保険薬局は、当該保険薬局における6月以内に再度処方箋を持参した

患者における手帳の持参割合に係る資料を添付すること。

「後発医薬品調剤体制加算の施設基準に係る届出書添付書類」 及び「調剤基本料の注6に係る報告書」

届出に係る後発医薬品調剤 体制加算の区分 (いずれかに〇を付す)	() 後発医薬品調剤体制加算 1 (カットオフ値50%以上かつ新指標75%以上) () 後発医薬品調剤体制加算 2 (カットオフ値50%以上かつ新指標80%以上) () 後発医薬品調剤体制加算 3 (カットオフ値50%以上かつ新指標85%以上)
調剤基本料の「注 6 」(後発 医薬品調剤割合が著しく低 い保険薬局)への該当性 (該当する場合に〇を付す)	() 該当しない(新指標20%超) () 該当する(新指標20%以下) →()処方箋の受付状況を踏まえやむを得ないものに該当

全医薬品の規格単位数量及び後発医薬品の規格単位数量並びにその割合							
期 間 (届出時の直近3か月間:1か月	年	月	年	月	年	月	年 月 ~ 年 月
ごと及び3か月間の合計)							(直近3か月間の 合計)
全医薬品の規格単位数量(①)							
後発医薬品あり先発医薬品及び 後発医薬品の規格単位数量 (②)							
後発医薬品の規格単位数量(③)							
カットオフ値の割合 (②/①) (%)							
新指標の割合 (③/②) (%)							

以下は、新指標の割合が 20%以下で、「処方箋の受付状況を踏まえやむを得ないもの」に該当する場合のみ記載する。なお、下記に基づき算出した割合(小数点以下四捨五入)が 50%以上である場合が該当するものである。

判定に用いた年月: 年 月	
直近1か月間における処方箋受付回数(①)	回
直近1か月間における先発品変更不可のある処方箋の受付回数(②)	□

割合 (②/①) (%)

- 1 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 2 後発医薬品の規格単位数量の割合を計算するに当たっては、「「診療報酬における加算等 の算定対象となる後発医薬品」等について」(平成30年3月5日保医発0305第8号)を参 照すること。
- 3 「調剤基本料の「注6」(後発医薬品調剤割合が著しく低い保険薬局)への該当性」については、処方箋受付回数が1月に600回を超える保険薬局であり、後発医薬品調剤体制加算の施設基準のいずれにも該当しない保険薬局が、調剤基本料の「注6」への該当性を地方厚生(支)局長へ報告する際に用いること。

後発医薬品の調剤割合

地域支援体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

4 V = 1 /2 Po = 2	()	調剤基本料 1		
1 当該保険薬局における調剤基本	()	調剤基本料 2		
料の区分	()	調剤基本料3	<u>-1</u>	
(いずれかにO)	()	調剤基本料3	<u>- п</u>	
(0) 10% 1207	()	特別調剤基本	料(「区分番号00」の「注2	J)
(調剤基本料1を算定	する保険薬局	のみ記載する事	項)	
2 麻薬小売業者免	許証の番号			
		及び指導の実施 年 月	状況(届出時の直近一年間)	
在宅患者に対す 算定回数:	る薬学的管理 回	及び指導の実施	状況	
算定回数:		護予防居宅療養	管理指導費 (介護保険)	
4 かかりつけ薬剤	師指導料及び	かかりつけ薬剤	師包括管理料に係る届出	□あり
(届出を行う全ての保	険薬局が記載	する事項)		
5 薬剤服用歴管理	記録の作成・	整備状況		
6 薬局における情	報提供に必要	な体制の整備状	況	
7 開局時間				
8 薬局における薬	学的管理指導	に必要な体制及	び機能の整備状況	
9 在宅での薬学的	管理指導に必	要な体制の整備	状況	
10 備蓄品目数				品目
	_		関に係るものの回数及びその割	合
期間: 年	月 ~	年 月	T	
・受付回数	加士签亚什豆	жь		
・主たる医療機関の ・集中率(%)	炒刀多 安竹凹	奴		<u></u> 回
★ 十 平 \ 70 /				70

13 管理薬剤	刊師			
・氏名				
• 薬局勤務約	・薬局勤務経験年数			
・週あたりの	D勤務時間			時間
• 在籍年数				年
14 当該在年	宮支援連携体制を構築する保険薬局			
	1			2
・名称				
・所在地				
15 当該薬局	局における 24 時間の直接連絡を受ける	6体制		
(次のいる	げれかに○をつけ、薬剤師名等を記入	すること	: 。)	
(1) 担当者	音が固定している場合			
(2) 曜日、	時間帯ごとに担当者が異なる場合			
臣)	Eな担当者を記載することで差し支え	ない。)		
• 担当薬剤師名:				
• 連絡先:				
16 医療材料	¥及び衛生材料の供給に必要な整備状	況		
17 患者のこ		2+		
/ 思有の。 	/ フィハシーに配慮した服条拍導の方	法		
		4.1.		
18 副作用幸	最告に係る手順書の作成と報告実施体	制につい	ハて	
19 プレアオ	ドイド事例の把握・収集に関する取組	の有無		□あり

- 1 当該保険薬局に勤務する保険薬剤師の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤の別)及び勤務時間 について、別紙2の様式4を添付すること。ただし、当該様式において、「専従・非専従、専 任・非専任の別」についての記載は要しない。
- 2 「1」については、当該保険薬局における調剤基本料の区分に該当するもの1つに〇を付し、 様式84の「調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類」の写しを添付すること。また、 調剤基本料1以外の薬局については、様式87の3の2についても記載し添付すること。
- 3 「5」については、薬剤服用歴の記録の見本を添付すること。
- 4 「6」については、医薬品医療機器情報配信サービス(PMDAメディナビ)に登録していることが確認できる資料を添付すること。
- 5 「7」については、自局の開局時間を記載すること。
- 6 「8」については、職員等に対する研修実施計画及び実施実績等を示す文書を添付すること。
- 7 「10」については、品目リストを別に添付すること。
- 8 「11」の期間については、調剤報酬点数表の区分番号 O O に掲げる調剤基本料における特定 の保険医療機関に係る処方による調剤の割合の判定の取扱いに準じるものであること。
- 9 「12」については、調剤報酬点数表の区分番号 O O に掲げる調剤基本料の注 5 に掲げる後 発医薬品調剤体制加算における後発医薬品の規格単位数量の割合の判定の取扱いに準じるも のであること。
- 10 「13」の「薬局勤務経験年数」については、当該薬剤師の薬局勤務年数を記載すること。「週 あたりの勤務時間」については、当該薬剤師の1週間あたりの平均勤務時間を記載すること。 「在籍年数」については、当該保険薬局に勤務しはじめてから、届出時までの当該薬剤師の在

籍期間を記載すること。

- 11 「16」については、医療材料及び衛生材料の品目リストを添付すること。
- 12 「17」については、プライバシーへの配慮の方法について具体的に記載すること。
- 13 調剤基本料 1 を算定する保険薬局は様式 90 の「かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の施設基準に係る届出書添付書類」の写しを添付すること。
- 14 「18」については、当該手順書の写しを添付すること。なお、平成30年9月30日までは要件を満たしているものとして取り扱う。
- 15 「19」については、薬局機能情報提供制度における「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」について記載し、薬局機能情報提供制度における当該保険薬局に係る掲載内容の写し及び取組実績があることを確認できる資料の写しを添付すること。なお、平成31年3月31日までは要件を満たしているものとして取り扱う。
- 16 当該届出の変更を行う際は、変更に係る項目のみの届出で差し支えないこと。

人工腎臓の施設基準に係る届出書添付書類

届出に係る区分	()	慢性維持透析を行った場合 1
(いずれかに〇を付す)	()	慢性維持透析を行った場合 2

1 届出の区分(該当する項目の口に「レ」	届出の区分(該当する項目の口に「レ」を記入する)					
口新規届出						
□区分変更に伴う届出	□区分変更に伴う届出					
口平成 30 年度改定に伴う届出						
□その他()				
2 透析用監視装置1台あたりの区分番号「、	J038」人工腎臓	を算定した患者数				
期間: 年 月 ~ 年 月	(ケ月間)					
上記期間の各月はじめの人工腎臓を行う日の	透析用監視装置	台				
の台数の合計(①)	57 叶 <i>大</i> 体 六 1	1				
上記期間の各月の区分番号「J038」人工 者数の合計(②)	腎臓を昇足した患	人				
□ 透析用監視装置1台あたりの区分番号「JC) 3 8 」人工腎臓					
を算定した患者数(①/②)(③)						
	7	f · 無				
3 透析機器安全管理委員会の設置状況	TH: 12					
	職 種 	氏 名				
(1) 透析液安全管理者(専任の医師又						
は専任の臨床工学技士)の職種及び						
氏名						
(2) 透析液製造担当者の職種及び氏名						
(3) 品質管理者の職種及び氏名						
(4) 機器・設備管理担当者の職種及び						
(4) 協価・設備自母担当省の職権及び 氏名						
※ 慢性維持透析を行った場合の区分については、以下に基づき判定し、該当する区分に〇						
をつける。						
(1) ①が 26 台未満 → 慢性維持透析を行	うった場合 1					
①が 26 台以上 → (2) へ						
(2) ③が3.5未満 → 慢性維持透析を行った場合1						
③が3.5以上4.0未満 → 慢性維持透析を行った場合2						

- 1 「1」については、平成30年度改定に伴い最初に届け出る届出の場合は、「平成30年度改定に伴う届出」に「レ」を記入すること。
- 2 「2」の①については、次のいずれも満たす透析用監視装置の台数により求めること。
 - ア 透析室に配置されていること
 - イ 患者に対して使用できる状態であること
- 3 「2」の②については、①が26台未満の場合にあっては記載する必要はないこと。
- 4 「2」の②については、区分番号「J038」人工腎臓の「1」から「4」を算定した患者(外来患者に限る。)のうち、外来で人工腎臓を実施した回数が当該月において5回以下の患者を除いて求めること。
- 5 透析液安全管理者は、医療機器安全管理責任者を兼任できること。
- 6 品質管理者は、透析に携わる医師又は透析液の品質管理に十分な経験と知識を有する者であること。
- 7 透析機器安全管理委員会において作成した「管理計画」の写しを添付すること。

皮膚移植術(死体)の施設基準に係る届出書添付書類

1	広範囲熱傷及び重症熱傷の治療の実績	(有・無)			
2	2 同種皮膚移植の十分な経験を有する常勤の医師				
	常勤医師の氏名	経験年数			
3	3 日本組織移植学会の認定する組織バンクとの契約の有無 (有・無)				

- 1 「2」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。
- 2 「2」の医師が関連学会の主催する講習会を受講したことを証明する書類を添付すること。
- 3 「3」について、当該組織バンクと適切な使用及び保存方法等について契約していることを証する文書の写しを添付すること。

胸腔鏡下弁形成術 胸腔鏡下弁置換術 胸腔鏡下弁形成術

(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出種別			
•新規届出 (実績期間 :	年 月~	年 月)
	年 月~	年 月	
円皮の出山(天順州川	+	+ л	,
2 胸腔鏡下弁形成術(内視鏡	常勤医的	市の氏名	当該手術の術者としての経験 症例数
手術用支援機器を用いる場合 に限る)を術者として5例以 上実施した経験を有する常勤			例
医師の氏名等			例
3 当該医療機関における体外循語	環を使用する	手術の実施	立 症例数
			例
そのうち、心臓弁膜症手術の	の実施症例数		
			例
	常勤医師	5の氏名	当該手術の術者としての経験 症例数
4 心臓弁膜症手術を術者とし			
て200例以上実施した経験を有す			例
る常勤医師の氏名等			
			例
		, , n	
		は胸腔鏡ト	弁形成術(内視鏡手術用支援機
器を用いる場合)の実施症例数			
			例
6 標榜診療科(施設基準に係る	煙燥科タを記	λ すること	
0 保防的原作 (地区坐牛) (水)	ᇄᇄᇧᆟᆉᇻᇰᇟ	7,000	。 <i>/</i> 科
			科
7 心臓血管外科の常勤医師の			11
氏名等(心臓血管外科につい	常勤医師	〒の氏名	経験年数
て5年以上の経験及び専門的			

知識を有する者が2名以上、 そのうち10年以上の経験を有 する者が1名以上)				年
				年
				年
8 経食道心エコーの実施症例数	(例)	
9 緊急手術が可能な体制	(有 ·	無)	
10 常勤の臨床工学技士の氏名(体外 を30例以上実施した経験を有する者)				
11 保守管理の計画	(有 ·	無)	

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 胸腔鏡下弁形成術又は胸腔鏡下弁置換術を届け出る場合にあっては、「2」、「5」、「9」及び「11」は記載する必要がないこと。また、「3」又は「4」は、当該施設 基準を満たすものとして、いずれか一方を記載すればよいこと。
- 3 胸腔鏡下弁形成術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) を届け出る場合にあって は、「4」は記載する必要がないこと。
- 4 「2」及び「4」については、医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。また、術者として実施した症例一覧を別添2の様式52により添付すること。
- 5 「3」、「5」及び「8」については、当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 6 「7」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。また、当該医師の経歴(当該病院での勤務期間、当該診療科の経験年数がわかるもの)を添付すること。
- 7 「10」について、当該技師のうち1名以上について、手術における体外循環の操作 を実施した症例一覧を別添2の様式52により添付すること。
- 8 「11」について、当該手術に用いる機器の保守管理の計画書を添付すること。
- 9 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術の施設基準に係る届出書添付書 類

1 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)			
			科
2 バルーン閉塞下逆行性経静脈的 常勤の医師の氏名等	的塞栓術を術者とし	て合わせて 5	例以上実施した経験を有する
常勤医師の氏名 術者としての経験症例数			省としての経験症例数
3 消化器内科の5年以上の経験及び消化管内視鏡検査について5年以上の経験を有する常勤の 医師の氏名等			
常勤医師の氏名	内科又は消化器内科	斗の経験年数	消化管内視鏡検査の経験年数
4 放射線科の経験を5年以上有す	⁻ る常勤の医師の氏名	3等	
常勤医師の氏名		九	対射線科の経験年数
3 緊急手術が可能な体制 (有・無)			

- 1 「2」については、当該手術の症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 2 「2、3,4」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。
- 3 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出種別				
		年 月) 年 月)		
2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用い る場合)を術者として10例以 上実施した経験を有する常勤 医師の氏名等	常勤医師の氏名		当該手術の術者としての経験 症例数	
				例
				例
3 当該医療機関における肺悪性腫瘍に係る手術の実施症例数				
例				
そのうち、胸腔鏡下手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合を含む。)の実施 症例数				
				例
4 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。) 科				
			T	科
5 呼吸器外科の常勤医師の氏 名等(呼吸器外科について5 年以上の経験及び専門的知識 を有する者が2名以上、その うち10年以上の経験を有する 者が1名以上)	常勤医師の氏名		経験年数	
				年
				年
				年
6 緊急手術が可能な体制		(有 • 無)
7 常勤の臨床工学技士の氏名				
8 保守管理の計画		(有 • 無)

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「2」については、医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式 4を添付すること。また、術者として実施した症例一覧を別添2の様式52により添付 すること。
- 3 「3」については、当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病 名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4 「5」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。また、当該医師の経歴(当該病院での勤務期間、当該診療科の経験年数がわかるもの)を添付すること。
- 5 「8」について、当該手術に用いる機器の保守管理の計画書を添付すること。
- 6 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。